豊明柿ノ木地区工業用地

＊分譲案内（資料編）＊

２０２２年５月

愛知県企業庁

目　　次

工業用地購入申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

役員の経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

建設概要書及び利用概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

立地意向関係調査書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

豊明柿ノ木地区内陸用地造成事業進出企業評価表・・・・・・・・・１２

ボーリング調査箇所図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

ボーリング柱状図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

名古屋都市計画地区計画・柿ノ木工業団地地区計画・・・・・・・・２０

公害防止協定書（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４

防火水槽等の使用及び維持管理等に関する協定書（案）・・・・・ ２６

消防水利計画図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

豊明市中高層建築物等の建築に関する指導要綱・・・・・・・・・・２９

豊明市開発行為等に関する指導要綱・・・・・・・・・・・・・・・・３５

工 業 用 地 購 入 申 込 書

年　　月　　日

愛知県公営企業管理者
企業庁長　殿

所在地

会社名

代表者

当社は「豊明柿ノ木地区分譲案内（資料編含む）2022年5月」を確認し、下記のとおり豊明柿ノ木地区工業用地の購入を希望するので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1　申込者の事業内容

(1) 業　　種		
(2) 設　　立	年　　月　　日	
(3) 資　本　金	円（　　年　月　日現在）	
(4) 総従業員数	人（　　年　月　日現在）	
(5) 主な取引銀行	銀行　　支店	銀行　　支店
(6) 主な取引先	仕　　入　　先	販　　売　　先

（注）　業種は、日本標準産業分類の<u>中分類</u>で主なものを記載してください。

（記入例）　31：輸送用機械器具製造業

決　算　期	期 （　.　～　.　）	期 （　.　～　.　）	期 （　.　～　.　）
(7) 売　上　高	百万円	百万円	百万円
(8) 売 上 構 成	（　　%）	（　　%）	（　　%）
	（　　%）	（　　%）	（　　%）
	（　　%）	（　　%）	（　　%）
	そ の 他（　　%）	そ の 他（　　%）	そ の 他（　　%）
(9) 経 常 利 益	百万円	百万円	百万円
(10) 純　利　益	百万円	百万円	百万円

（注） 売上構成欄は、主な生産品目を記載してください。

(11) 既存工場・事業所の概要

名　称	所 在 地	敷地面積	建築面積	事業内容	従業員数
		㎡	㎡		人 （　　人）
		㎡	㎡		人 （　　人）
		㎡	㎡		人 （　　人）
		㎡	㎡		人 （　　人）
		㎡	㎡		人 （　　人）
		㎡	㎡		人 （　　人）

（注）・所在地は、市町村名まで記載してください。

・従業員数の（　　）欄には、パート職員を内数で記載してください。

2 土地購入の希望内容

(1) 区 画 番 号		(2) 希 望 順 位	
(3) 契約希望日	年　　月　　日		
(4) 用 途 及 び 購 入 理 由		(5) 希 望 位 置 略 図	

3 連絡先

所　　属	
所 在 地	
職 氏 名	
電　　話	

4 添付書類

① 会社案内(パンフレット)等
② 定款
③ 法人に係る登記事項証明書(全部事項証明書(履歴事項証明書))
④ 最近期の法人税、事業税及び固定資産税の納税証明書(未納税額がないことの証明)
※本社又は県内事業所のどこか1か所のみ
⑤ 最近3年間の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)
⑥ 役員の経歴書(代表取締役1名を含む2名以上)
⑦ 建設概要書及び利用概要書
⑧ 立地意向関係調査書

役員の経歴書

現住所			
氏名		生年月日	年　　月　　日生
職名			

	期間	従事した職務内容
職歴	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	

	年　　月　　日	賞罰の内容
賞罰		

上記のとおり相違ありません

年　　月　　日　　氏名

建　設　概　要　書

1　建設計画の概要

区　　分		1　期	2　期		全体計画
建設内容					
敷地面積		㎡	㎡		㎡
建築面積		㎡	㎡		㎡
建蔽率		%	%		%
延床面積		㎡	㎡		㎡
容積率		%	%		%
建築物の構造					
建築物の階数					
建築物の高さ		m	m		m
工事期間		.　～　.	.　～　.		.　～　.
開業予定		年　月	年　月		年　月
従業員数		人 (　　人)	人 (　　人)		人 (　　人)
主な事業内容		百万円／年	百万円／年		百万円／年
		百万円／年	百万円／年		百万円／年
		百万円／年	百万円／年		百万円／年
	計	百万円／年	百万円／年		百万円／年

（注）従業員数の(　　)欄には、パート職員を内数で記載してください。

2　電力、都市ガス、使用用水

区　　分		1　期	2　期		全体計画
電　　力		kWh/月	kWh/月		kWh/月
都市ガス		m3/日	m3/日		m3/日
使用用水	上水道	m3/日	m3/日		m3/日
	その他	m3/日	m3/日		m3/日
	計	m3/日	m3/日		m3/日

3 設備投資

区　　分	1　期	2　期		全体計画
土　地　費	百万円	百万円		百万円
建　設　費	百万円	百万円		百万円
機械設備費	百万円	百万円		百万円
環境整備費	百万円	百万円		百万円
そ　の　他	百万円	百万円		百万円
計	百万円	百万円		百万円

4 資金計画

区　　分	1　期	2　期		全体計画	借入れ予定先（内容）
自 己 資 金	百万円	百万円		百万円	
借　入　金	百万円	百万円		百万円	
	百万円	百万円		百万円	
	百万円	百万円		百万円	
そ　の　他	百万円	百万円		百万円	
計	百万円	百万円		百万円	

注）1　設備投資の計と資金計画の計の額を合わせて下さい。

2　借り入れ予定先には、借入金は、銀行名・支店名等を記載し、その他はその内容を記載 してください。なお、審査の過程で金融機関の意向を確認させていただく場合があります。

5 利用概要書（建物等配置平面図、A3ヨコ）

別添のとおり

立 地 意 向 関 係 調 査 書

１．特許・企業認定制度取得状況

例）経済産業省：健康経営優良法人認定制度、地域未来牽引企業　等

特　許　庁：知的財産基本法第２条第２項に規定される権利のうち、特許権、実用新案権、意匠権　等

厚生労働省：安全衛生優良企業認定（ホワイトマーク）、女性活躍推進企業認定「えるぼし」認定、子育てサポート企業認定（くるみん認定）　等

環　境　省：エコアクション 21　等

愛　知　県：あいち夢はぐくみサポーター、愛知ブランド企業、女性の活躍促進宣言企業、あいち女性輝きカンパニー、愛知県ファミリー・フレンドリー企業、愛知環境賞受賞企業、あいち SDGs 登録制度　等

国 際 規 格：ISO9001、ISO14001、ISO22301　等

名称	認証機関

上記以外にございましたら枠外に記載してください。

２．事業計画

①　立地目的

該当理由に☑を記載してください。

・本社＋工場の移転	□
・工場のみの移転	□
・増設	□

②　事業目的及び内容

当地区で立地するに至った経緯及び当地区で展開する事業計画の概要

③　事業見通し

今後 5 年間の売上見込み及びその根拠。市場規模、成長性、獲得シェア、企業の強み・アピールポイント等

３．雇用計画

当　地　区　で　の　予　定　従　業　員　数（操業後 3 年）	
	新規雇用予定従業員数
正規従業員数　　人	人
非正規従業員数　　人	人
合　　計　　人	人

※雇用就業計画の概要（上記計画に対する概要を具体的に記載してください。
例：市内雇用の検討や障がい者雇用計画等）

４．地域貢献活動

事業者が2017年～2021年の間で、下記項目に参加又は実施（協賛を含む。）した場合は、実績の欄に「○」を記載して下さい。
立地後、事業者が下記項目に参加又は実施（協賛を含む。）予定のものは、計画の欄に「○」を記載して下さい。

番号	項目	例	実績	計画
①	地域交流活動	・学校の行事又は地域の催事への参加 ・地域交流を意識した事業者が実施するイベントの開催 ・福祉団体等との連携・支援		
②	美化活動	道路、河川、公園など公共施設の美化活動（清掃、草刈、植栽等）への参加		
③	防災・災害時活動	・行政又は地域と連携した啓発活動への参加 ・災害発生時の協力（生活必需品や避難場所の提供等）		
④	産業経済活動	・経済団体等への加入 ・材料等の市内調達		
⑤	その他	上記以外での地域貢献（例：ふるさと納税返礼品等）		

※実績・計画については、その内容等が確認できる資料等を添付してください。

５．環境配慮計画（仕様やパンフレット、図面等があれば添付してください）

①　公害対策

騒音、振動、臭気、排水処理の対策を記載してください。

②　周辺農地への環境配慮

日照、夜間照明対策等、周辺農地への環境配慮対策を記載してください。

③　交通対策

従業員の通勤及びトラックの搬出入にあたっての混雑解消対策（交通の時間や経路等）を記載してください。

④　温室効果ガス削減への対策

温室効果ガス削減に向けた取り組みなどを具体的に記載してください。

豊明柿ノ木地区内陸用地造成事業進出企業評価表

評価項目		評価内容
1. 企業概要	①企業情報	市外から本地区への本社機能の移転や市内住工混在地域からの移転等について評価
	②企業規模	資本金及び従業者数について評価
	③経営の安定性	過去3年間の固定比率、固定長期適合率について評価
		過去3年間の流動比率、当座比率について評価
	④企業の成長性	過去3年間の売上高成長率、売上高経常利益率について評価
	⑤認定制度	国や県から認定を受けている制度について評価
2. 事業計画	①事業内容	本地区で展開する事業計画について評価
	②事業見通し	今後5年間の事業計画と成長性、会社の強み等について評価
3. 投資規模	①建設予定額	建物の投資金額（建設費、外構等その他工事費）について評価
	②新規設備投資予定額	新規の設備投資額（機械設備等）購入金額について評価
4. 雇用計画	①就業者の増加	企業立地後の当地区における就業者数の増加効果について評価
	②雇用の創出	企業立地後の新規雇用予定者数による雇用創出効果について評価
5. 地域貢献活動	①地域交流活動	町内会や学校行事への参加、地域交流を目的としたイベントの開催等について評価
	②美化活動	近隣住宅区域、道路等の美化活動への参加について評価
	③防災・災害時活動	行政や地域と連携した啓発活動の参加、災害発生時の物資の提供や協力体制について評価
	④産業経済活動	経済団体等への加入、材料等の市内調達について評価
	⑤その他	その他、地域貢献にする評価
6. 環境配慮計画	①公害対策	企業から発生する騒音や振動、臭気、排水処理の公害対策について評価
	②周辺農地への環境配慮	周辺農地への日照、夜間照明対策について評価
	③交通対策	従業員の通勤、搬出入作業に係る混雑解消対策について評価
	④温室効果ガス削減対策	温室効果ガス（CO2等）の削減に向けた取り組みなどを評価

※上記項目で、市が設定する基準以下であれば不適合となる場合があります。

ボーリング調査箇所図

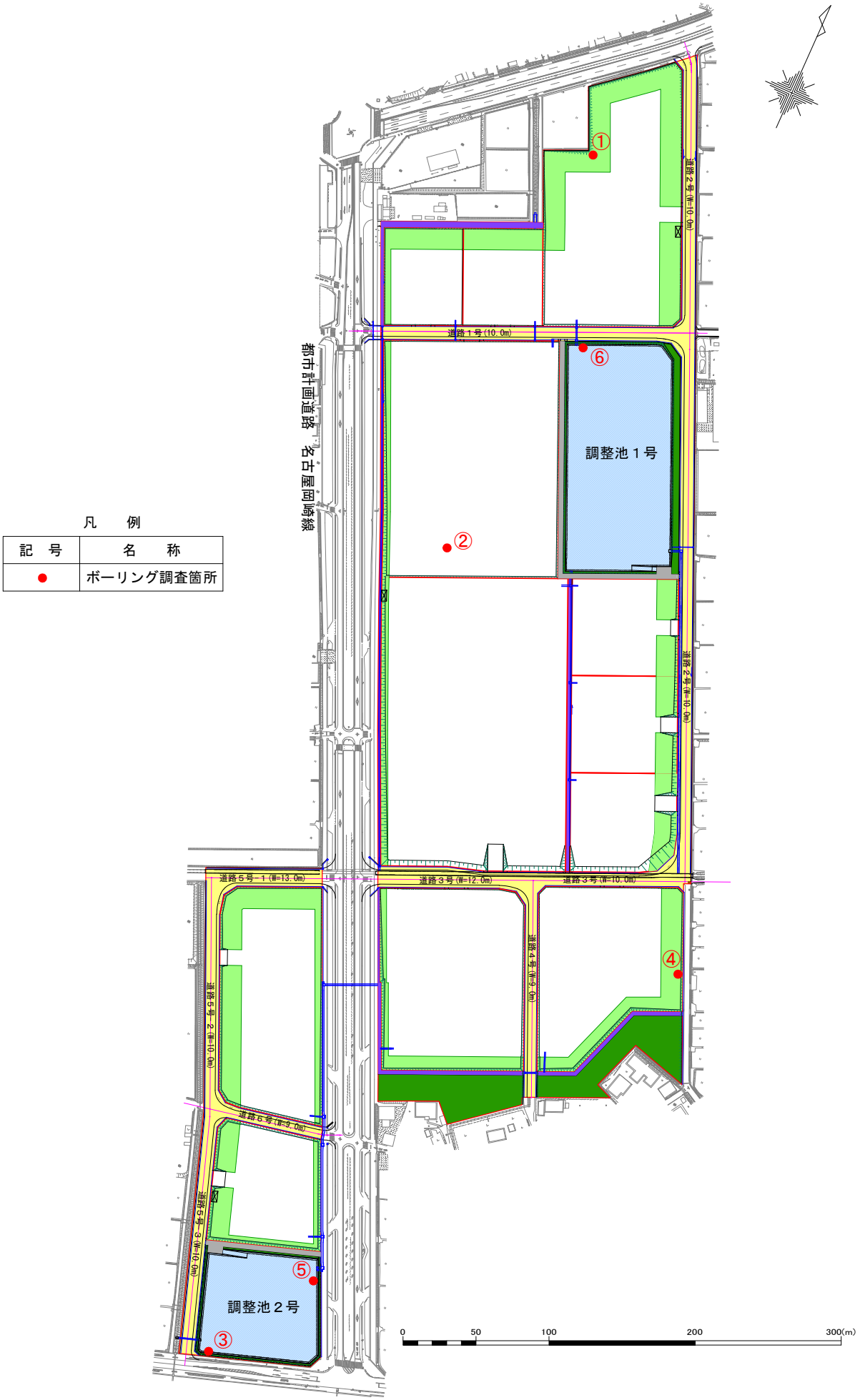
凡　例
記　号
名　称
ボーリング調査箇所
都市計画道路　名古屋岡崎線
調整池１号
調整池２号
道路１号(10.0m)
道路２号(W=10.0m)
道路３号(W=12.0m)
道路３号(W=10.0m)
道路４号(W=9.0m)
道路５号－１(W=13.0m)
道路５号－２(W=10.0m)
道路５号－３(W=10.0m)
道路６号(W=9.0m)
①
②
③
④
⑤
⑥
0
50
100
200
300(m)

ボーリング柱状図①

調　査　名　令和2年度 用地造成事業 豊明柿ノ木地区　地質調査業務委託

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No.1	調査位置	愛知県豊明市沓掛町地内					北緯	35° 4' 1.58"
発注機関	愛知県三河港工事事務所			調査期間	令和 3年 1月 5日 ～ 3年 1月 6日			東経	137° 1' 52.93"
調査業者名	冨士開発株式会社 電話（052-781-5871）	主任技師	上田洋二	現場代理人	鶴岡賢太朗	コア鑑定者	鶴岡賢太朗	ボーリング責任者	鈴木稔規
孔口標高	H=14.99m	角度	180° 上 90° 下 0°	方向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	水平0° 鉛直 90°	使用機種	
総掘進長	13.45m					試錐機	TOHO D0-D	ハンマー落下用具	半自動
						エンジン	YANMAR NFD8	ポンプ	TOHO BG-3D

標尺(m)	標高(m)	層厚(m)	深度(m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事	孔内水位(m)／測定月日
1	14.39	0.60	0.60		表土・シルト質砂礫混じり	黄褐			φ5mm～10mm程度の礫が混入する	
	13.39	1.00	1.60		砂礫混じりシルト	暗黄		中位の	含水中位 粘性中位	
2 3 4	10.74	2.65	4.25		シルト質砂礫	灰	密度		含水大位 礫はφ2mm～10mm程度の亜角礫主体 最大礫径30mm程度 マトリックスは粗砂主体	1/5 2.60
5	9.09	1.65	5.90		シルト質砂	灰	緩い		含水中位 砂は細砂～中砂 GL-5.00m付近で特にシルトが多く混入する	
6 7	7.39	1.70	7.60		砂礫	灰	非常に密な		含水大位 礫はφ2mm～5mm程度の亜角礫～亜円礫 マトリックスは粗砂主体	
8	6.74	0.65	8.25		礫混じり砂	灰			含水大位 砂は粗砂主体 礫はφ2mm～5mm程度	
9	5.09	1.65	9.90		砂混じりシルト	灰		中位の	含水中位 粘性中位 全体的に若干の細砂を混入する	
10 11 12	1.89	3.20	13.10		シルト質砂礫	淡褐	非常に密な		含水大位 礫はφ2mm～10mm程度 最大礫径40mm程度 マトリクッスは粗砂主体	
13	1.54	0.35	13.45		砂混じりシルト	灰		硬い	含水中位 粘性中位	

標準貫入試験

深度(m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量(cm)	N値
1.15	2	2	3	7／30	7
1.45 2.15	10	10	16	36／30	36
2.45 3.15	10	12	17	39／30	39
3.45 4.15	11	6	2	19／30	19
4.45 5.15	2	2	4	8／30	8
5.45 6.15	31	19／7		50／17	88
6.32 7.15	19	21	10／5	50／25	60
7.40 8.15	9	3	4	16／30	16
8.45 9.15	2	2	2	6／30	6
9.45 10.15	9	19	23／8	51／28	55
10.43 11.15	28	20	2／1	50／21	71
11.36 12.15	35	15／6		50／16	94
12.31 13.15	3	5	5	13／30	13
13.45					

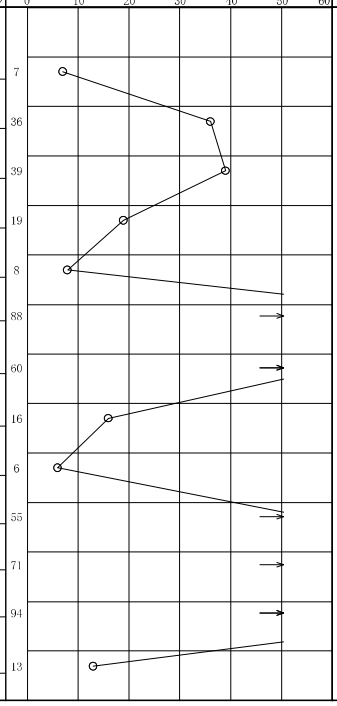

原位置試験 深度(m)	試験名および結果

試料採取 深度(m)	試料番号	採取方法	室内試験（ ）	掘進月日
				1/6
				1/6

ボーリング柱状図 ②

調　査　名　令和2年度 用地造成事業 豊明柿ノ木地区　地質調査業務委託

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No．2	調査位置	愛知県豊明市沓掛町地内			北緯	35° 3' 53.27"
発注機関	愛知県三河港工事事務所			調査期間	令和 3年 1月 7日 ～ 2年 1月 8日	東経	137° 1' 57.23"
調査業者名	冨士開発株式会社 電話（052-781-5871）	主任技師	上田洋二	現場代理人	鶴岡賢太朗	コア鑑定者	鶴岡賢太朗	ボーリング責任者	鈴木稔規
孔口標高	H=13.39m	角度	180° 上 90° 下 0°	方向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	水平0° 鉛直90°	使用機種	試錐機 TOHO D0-D	ハンマー落下用具	半自動
総掘進長	15.25m								エンジン YANMAR NFD8	ポンプ	TOHO BG-3D

標尺(m)	標高(m)	層厚(m)	深度(m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事	孔内水位(m)／測定月日
	12.49	0.90	0.90		表土・砂質シルト	暗褐			農耕土	
1	11.79	0.70	1.60		シルト質砂	白灰	中位の		含水中位 砂は細砂～中砂	1/7 1.60
2 3					シルト質砂礫	白灰	密な～中位の		含水大位 礫は φ2mm～10mm程度の亜角礫 最大礫径30mm程度 GL-3.15～3.25mでシルト薄層を挟在する	
4	9.29	2.50	4.10							
	8.79	0.50	4.60		砂質シルト	灰		中位の	含水中位 粘性中位	
5 6					礫混じり砂	灰～淡褐灰	中位の		含水大位 砂は粗砂主体 礫は φ2mm～5mm程度	
7	6.24	2.55	7.15							
	5.89	0.35	7.50		砂質シルト	褐灰		非常に硬い	含水中位　粘性小位 全体的に細砂を多く混入する	
8 9					礫混じり砂	淡褐	密な		含水大位 砂は粗砂主体 礫は φ2mm～5mm程度 良く締まっている	
10	3.14	2.75	10.25							
	2.79	0.35	10.60		シルト	灰			含水中位　粘性中位	
11 12 13 14 15					シルト混じり砂礫	灰～淡褐	非常に密な		含水大位 礫は φ2mm～10mm程度の亜角礫主体 最大礫径40mm程度 シルトが不規則に混入する	
	-1.86	4.65	15.25							

標準貫入試験

深度(m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量(cm)	N値
1.15	2	4	6	12/30	12
2.15	12	12	13	37/30	37
3.15	2	7	8	17/30	17
4.15	1	2	2	5/30	5
5.15	7	8	11	26/30	26
6.15	5	6	5	16/30	16
7.15	5	6	7	18/30	18
8.15	9	10	10	29/30	29
9.15	9	10	12	31/30	31
10.15	9	4	3	16/30	16
11.15	36	14/3		50/13	115
12.15	39	11/2		50/12	125
13.15	50/9			50/9	167
14.15	16	25	9/2	50/22	68
15.15	50			50/10	150
15.25					

原位置試験

深度(m)	試験名および結果
2.00	現場透水試験
2.50	k=3.13E-05m/s

試料採取

深度(m)	試料番号	採取方法
2.15	2P-2	⊖
2.45		

室内試験（　）：物理

掘進月日：1/7、1/8

ボーリング柱状図 ③

調　査　名　令和2年度 用地造成事業 豊明柿ノ木地区　地質調査業務委託

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No.3	調査位置	愛知県豊明市沓掛町地内			北緯	35° 3' 33.72"
発注機関	愛知県三河港工事事務所			調査期間	令和 3年 1月 9日 ～ 2年 1月 日	東経	137° 1' 56.50"
調査業者名	冨士開発株式会社 電話（052-781-5871）	主任技師	上田洋二	現場代理人	鶴岡賢太朗	コア鑑定者	鶴岡賢太朗	ボーリング責任者	鈴木稔規
孔口標高	H=10.98m	角度	180° 上 90° 下 0°	方向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	水平0° 鉛直90°	使用機種	試錐機 TOHO D0-D	ハンマー落下用具	半自動
総掘進長	13.30m								エンジン YANMAR NFD8	ポンプ	TOHO BG-3D

標尺(m)	標高(m)	層厚(m)	深度(m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事	孔内水位(m)／測定月日
	10.48	0.50	0.50		表土	暗褐			農耕土	
1	9.73	0.75	1.25		シルト	褐			含水中位 粘性中位	1/9 1.25
2 3	7.18	2.55	3.80		礫混じり砂	淡灰	中位の～密な		含水大位 砂は粗砂主体 下部で良く締まっている	
4 5 6	4.08	3.10	6.90		砂礫	淡褐	非常に密な		含水大位 礫はφ2mm～10mm程度の亜角礫～亜円礫 最大礫径30mm程度 マトリックスは粗砂主体	
7	3.73	0.35	7.25		砂混じりシルト	淡褐			含水中位 粘性中位	
8	2.28	1.45	8.70		シルト混じり砂	灰	な～非常に密な		含水中位 砂は中砂主体 良く締まっている	
9	1.48	0.80	9.50		砂礫	灰	非常になく密		含水大位 礫はφ2mm～10mm程度 最大礫径30mm程度	
10 11	-0.12	1.60	11.10		シルト	灰		硬い	含水中位 粘性中位 所々に若干の細砂を混入する	
	-0.72	0.60	11.70		礫混じり砂	灰	中位の		含水大位 砂は粗砂主体	
12	-1.52	0.80	12.50		シルト	灰		硬い	含水中位 粘性中位	
13	-2.32	0.80	13.30		シルト質砂礫	淡褐	非常になく密		含水大位 礫はφ2mm～10mm程度の角礫主体 最大礫径30mm程度	

標準貫入試験

深度(m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量(cm)	N値
1.15	3	6	8	17／30	17
1.45 2.15	3	5	6	14／30	14
2.45 3.15	9	11	11	31／30	31
3.45 4.15	31	19／7		50／17	88
4.32 5.15	21	26	3／1	50／21	71
5.36 6.15	16	19	15／8	50／28	54
6.43 7.15	4	11	16	31／30	31
7.45 8.15	19	31／7		50／17	88
8.32 9.15	40	10／2		50／12	125
9.27 10.15	2	3	3	8／30	8
10.45 11.15	10	5	9	24／30	24
11.45 12.15	4	2	2	8／30	8
12.45 13.15	37	13／5		50／15	100
13.30					

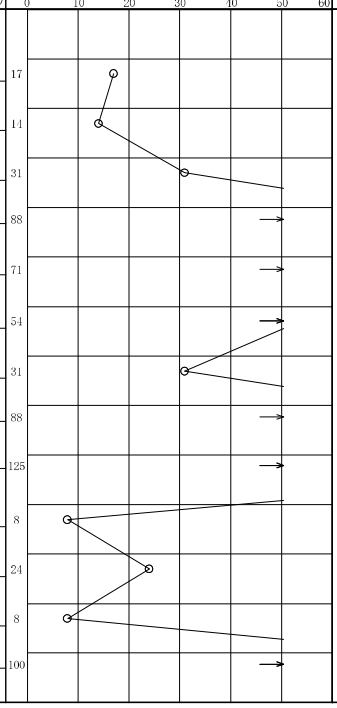

原位置試験 深度(m)	試験名および結果	試料採取 深度(m)	試料番号	採取方法	室内試験（ ）	掘進月日
						1/12

ボーリング柱状図 ④

調　査　名　用地造成事業　地質調査業務委託（その2）

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No.1	調査位置	豊明市東部地区					北緯	35° 3' 45.55"
発注機関	愛知県企業庁企業立地部工務調整課			調査期間	平成 30年 11月 5日 ～ 30年 11月 6日			東経	137° 2' 4.31"
調査業者名	冨士開発株式会社 電話（052-781-5871）	主任技師	山本　忠彦	現場代理人	山本　忠彦	コア鑑定者	西川　勝好	ボーリング責任者	小澤　明宣
孔口標高	GH= 12.38m	角度	180° 上 90° 下 0°	方向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	水平0° 鉛直 90°	使用機種	試錐機：KR50HC（W-2）　ハンマー落下用具：半自動落下装置
総掘進長	10.45m								エンジン：ヤンマーNFD-9　ポンプ：カノーV-6

標尺(m)	標高(m)	層厚(m)	深度(m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事	孔内水位(m)／測定月日
	12.18	0.20	0.20		表土	暗黄			農耕土	11/5 0.70
1	10.58	1.60	1.80		礫混じり砂	褐	中ぐらい		礫はφ2～20mm程度 礫形は亜角および亜円が多い 砂は細砂、中砂が目立つ 細粒分少量混じる 含水中程度から多い	
2 3 4	7.38	3.20	5.00		砂礫	淡黄～黄褐	中ぐらい～非常に密な		礫勝ち 礫はφ2～30mm程度が多い 確認最大径60mm程度 礫種はチャート主体 砂は細砂、中砂、粗砂 細粒分少量混じる 含水全体に多い	
5	7.08	0.30	5.30		粘土	黄灰			均質 粘性強い	
	6.48	0.60	5.90		砂礫	淡黄灰			礫はφ2～30mm程度 砂は細砂、中砂、粗砂	
6 7	5.68	0.80	6.70		粘土	淡黄灰		硬い	比較的硬質 所々砂混じる 黒色の炭化物少量混じる 粘性全体に強い	
	4.78	0.90	7.60		砂	淡黄灰～褐	非常に密な		上部、細砂主体(淡黄灰色) 下部、中砂主体(褐色) 良く締まっている	
8	4.08	0.70	8.30		礫混じり砂	黄褐			礫が混じる 礫はφ2～15mm程度 砂は中砂、粗砂が多い 含水中程度	
9 10	1.93	2.15	10.45		硬質シルト	灰～暗灰		硬い	所々砂混じる GL-10m付近より黒色の炭化物少量混じる 含水全体に少ない	

標準貫入試験

深度(m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量(cm)	N値
1.15	3	3	4	10／30	10
1.45～2.15	8	10	10	28／30	28
2.45～3.15	16	17	17	50／30	50
3.45～4.15	24	26／8		50／18	83
4.33～5.15	2	6	14	22／30	22
5.45～6.15	2	3	3	8／30	8
6.45～7.15	16	20	14／5	50／25	60
7.40～8.15	20	10	4	34／30	34
8.45～9.15	3	4	5	12／30	12
9.45～10.15	3	3	4	10／30	10
10.45					

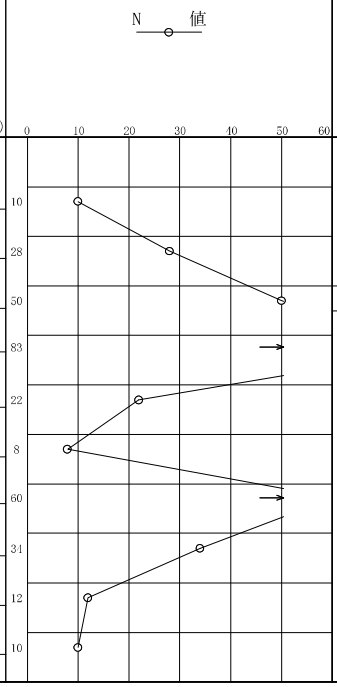

原位置試験

深度(m)	試験名および結果
3.00～3.50	現場透水試験

試料採取 深度(m)	試料番号	採取方法	室内試験（ ）	掘進月日
8.30～9.20	20-8	ⓑ	土粒子密度 圧密	11/6

ボーリング柱状図 ⑤

調　査　名　用地造成事業　地質調査業務委託（その2）

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No.2	調査位置	豊明市東部地区					北緯	35° 3' 36.11"
発注機関	愛知県企業庁企業立地部工務調整課			調査期間	平成 30年 11月 8日 ～ 30年 11月 10日			東経	137° 1' 58.71"
調査業者名	冨士開発株式会社 電話（052-781-5871）	主任技師	山本　忠彦	現場代理人	山本　忠彦	コア鑑定者	西川　勝好	ボーリング責任者	小澤　明宜
孔口標高	GH= 11.20m	角度	180° 上 90° 下 0°	方向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	水平0° 鉛直 90°	使用機種	試錐機：KR50HC（W-2）　ハンマー落下用具：半自動落下装置
総掘進長	10.31m								エンジン：ヤンマーNFD-9　ポンプ：カノーV-6

標尺(m)	標高(m)	層厚(m)	深度(m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事	孔内水位(m)／測定月日
	11.00	0.20	0.20		表土	暗黄			農耕土 軟質	
1	9.90	1.10	1.30		礫混じり砂質粘土	暗黄			上部GL-0.70m以浅 粘土上体 以深 礫や砂が不規則に混じる 礫はφ2～15mm程度 含水中程度	11/8 1.30
2	9.40	0.50	1.80		礫混じり砂	褐			強褐色 礫はφ2～15mm程度 砂は細砂、中砂が目立つ 含水多い	
3 4 5	5.90	3.50	5.30		砂礫	黄灰～灰～淡黄	中ぐらい～非常に密な		礫勝ち 礫はφ2～30mm程度が多い 確認最大径60mm程度 細粒分少量混じる 砂は細砂、中砂、粗砂 含水全体に多い	
6	5.30	0.60	5.90		砂	褐			細砂、中砂 強褐色 含水中程度	
7	4.50	0.80	6.70		粘土	黄褐		硬い	均質 粘性強い 砂少量混じる	
	3.80	0.70	7.40		硬質粘土	灰		固結した	淡い褐色(黄色)帯びる 砂少量混じる 含水少ない	
8	3.10	0.70	8.10		砂	灰			中砂、粗砂が多い 含水中程度	
9	2.40	0.70	8.80		礫混じり砂	灰	非常に密な		礫はφ2～15mm程度 砂は中砂、粗砂が目立つ(全体に粗い) 含水中程度 締まっている	
10	1.20	1.20	10.00		硬質シルト	灰		非常に硬い	砂混じる 含水少ない	
	0.89	0.31	10.31		礫混じり砂	灰	非常に密な		礫はφ2～15mm程度 砂は中砂、粗砂が多い 含水中程度 締まっている	

標準貫入試験

深度(m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量(cm)	N値
1.15	2	5	7	14／30	14
2.15	8	11	9	28／30	28
3.15	14	17	19	50／30	50
4.15	15	16	19／8	50／28	54
5.15	11	13	17	41／30	41
6.15	3	3	3	9／30	9
7.15	6	8	16	30／30	30
8.15	50／8			50／8	188
9.15	6	6	7	19／30	19
10.15	27	23／6		50／16	94

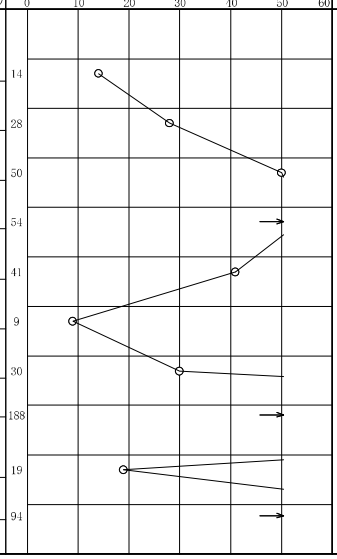

原位置試験 深度(m)	試験名および結果	試料採取 深度(m)	試料番号	採取方法	室内試験（ ）	掘進月日
						11/8
						11/10

地質柱状図 ⑥

試料番号）
○—1 乱さない試料
⊙—2 貫入試験機による試料
●—3 コアー試料

調査件名 豊明市立東部保育園新築工事地質調査　NO. 1　標高 +1.290 (KBM ±0.)

孔内水位 GL -2.30　調査期間 昭和50年6月 日より 昭和50年6月 日まで　調査員 平 野志

2. 試料採取深度と回収比
3.20—3.70は試料採取深度（m）
45 は回収比（50cm：貫入深さ、45cm：試料長さ）

標尺 m	標高 m	深度 m	層厚 m	孔内水位 m	柱状図	色調	地質名	観察	コンシステンシー	深度 m	N値 回/cm	10cm毎の打撃回数 12cm	20cm	30cm	採取方法	採取深度 m
	+1.290	0.00														
1	-0.41	1.70	1.70			茶褐	盛土	粘土質砂 粘土コンクリート片による盛土.	軟	1.00 / 1.50	3	1	1	1		
2	-1.71	3.00	1.30	2.30		暗灰	粘土	上部40cm位旧表土(耕作土) 砂が多く混入する部分あり.	中位	2.00 / 2.33	5/33	2/3	1/4	2/12		
3										3.00 / 3.30	29	9	10	10		
4						灰	砂礫	含水量大. 粘土薄層あり. 礫径1~10%の円礫. 細砂と薄く挟む部分あり. 下部締っている	密	4.00 / 4.30	34	10	11	13		
5	-3.51	5.80	2.80						〃	5.00 / 5.30	39	2	3	4		
6						青灰	粘土	微細砂混入する部分あり. 含水量中位. 粘着力強	中位	6.00 / 6.30	7	2	2	3		
7									〃	7.00 / 7.30	9	2	3	4		
8	-7.06	8.35	2.55						〃	8.00 / 8.30	13	3	5	5		
9	-8.01	9.70	1.35			暗灰	礫混り粗砂	φ3~5%位の小礫少量混入 含水量多く, 粒子そろう.	〃	9.00 / 9.30	24	7	8	9		
10						暗灰	砂質粘土	腐植物少量混入 含水量中位.	〃	10.00 / 10.32	7/32	2	2	3/12		
11	-9.71	11.00	1.30						密	11.00 / 11.30	50	10	18	22		
12	-10.51	11.80	0.80			暗灰	砂礫	φ3~5%程度の円礫. 粘土少量混入. 含水量多い.	密	12.00 / 12.30	11	3	4	4		
	-11.21	12.50	0.70			暗灰	砂質粘土	砂が混入する部分あり. 少量の腐植物混入.								
13						灰	砂礫	φ3~20%位の円礫. 含水量多い. 13.70付近より10~30cm位の砂層挟む. 良く締っている.	極密	13.00 / 13.19	50/14	37	13/4			
14	-13.31	14.60	2.10						〃	14.00 / 14.07	50/7	50/7				
15	-14.26	15.55	0.95			灰	粘土質細砂	φ3~10%位の小礫及粘土含状に少量混入. 粒子揃う.	中位	15.00 / 15.30	22	6	7	9		
16						黄褐く灰	砂礫	φ3~20%位の円礫. φ5~10%位の小礫が多い. 含水量中位.	極密	16.00 / 16.17	50/17	25	25/7			
17	-16.21	17.50	1.95						〃	17.00 / 17.07	50/7	50/7				
18						黄灰	砂質粘土	φ3~10%位の小礫が少量混入 含水量中位. 粘着力強い. 粗砂混入する部あり.	密	18.00 / 18.30	14	4	5	5		
19	-18.41	19.70	2.20						〃	19.00 / 19.30	15	5	5	5		
20	-19.01	20.30	0.60			黄灰	粘土混り砂礫	φ10~20%の円礫. 含水量中位. 20.00~20.10の間粘土多い.	密	20.00 / 20.30	39	4	6	29		
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

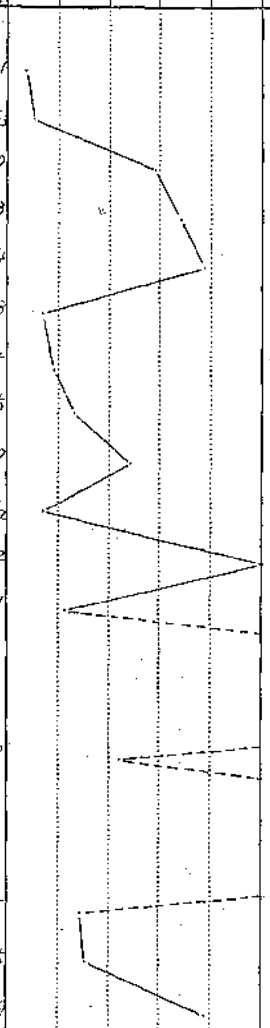

件名　No.　東洋調査工事株式会社　48.6.50×20

告知日　：２０２１年２月１日
告知番号：豊明市告示第３号

名古屋都市計画地区計画の決定（豊明市決定）

都市計画柿ノ木工業団地地区計画を次のように決定する。

名　　称		柿ノ木工業団地地区計画
位　　置		豊明市沓掛町柿ノ木、中川、明和、小所の各一部
面　　積		約 17.3ha
地区計画の目標		本地区では、交通利便性が高い地区の特性を活かしつつ、地区計画により適正な土地利用の規制、誘導を図り、周辺環境に調和した良好な工業団地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺環境に配慮しつつ、良好な工業団地の創出に向けた適正な土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内交通の円滑な処理、歩行者の安全性確保を図るため、新規道路の整備を図る。また、地区内及び周辺の環境に配慮するため緑地を配置し、防災上の安全の確保を図るため調整池を配置する。
	建築物等の整備の方針	周辺環境に配慮した良好な工業団地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	敷地周辺部の緑化に努め、快適でゆとりがあり、周辺環境と調和した良好な景観を有する工業団地の形成を図る。

		種別	名　称	幅　員	延　長	配　　置
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	道路１号	約10m	約205m	計画図表示のとおり
			道路２号	約10m	約561m	計画図表示のとおり
			道路３号	約10m～15m	約214m	計画図表示のとおり
			道路４号	約9m	約144m	計画図表示のとおり
			道路５号	約10m～13m	約401m	計画図表示のとおり
			道路６号	約9m	約72m	計画図表示のとおり
		種別	名　称	幅　員	面　積	配　置
		緑地	緑地１号	約 15m	約0.2ha	計画図表示のとおり
				ただし、乗入口については、計画上やむを得ない範囲で配置することができる。上記の面積は乗入口分を控除したものとする。		
			緑地２号	約 15m	約0.3ha	計画図表示のとおり
				ただし、乗入口については、計画上やむを得ない範囲で配置することができる。上記の面積は乗入口分を控除したものとする。		
			緑地３号	約 15m	約0.1ha	計画図表示のとおり
			緑地４号	約 25m～52m	約0.3ha	計画図表示のとおり
			緑地５号	約 27m～44m	約0.3ha	計画図表示のとおり
			緑地６号	約 15m	約0.5ha	計画図表示のとおり
			緑地７号	約 15m	約0.3ha	計画図表示のとおり
				ただし、乗入口については、計画上やむを得ない範囲で配置することができる。上記の面積は乗入口分を控除したものとする。		
			緑地８号	約 15m	約0.1ha	計画図表示のとおり
				ただし、乗入口については、計画上やむを得ない範囲で配置することができる。上記の面積は乗入口分を控除したものとする。		

<table>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td>種別</td><td>名 称</td><td colspan="3">面 積</td><td>配　置</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">公共空地</td><td>調整池１号</td><td colspan="3">約1.2ha</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td>調整池２号</td><td colspan="3">約0.6ha</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="10">地区整備計画</td><td rowspan="9">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>名称</td><td colspan="2">A地区</td><td colspan="2">B地区</td><td>C地区</td><td>D地区</td></tr>
<tr><td>面積</td><td colspan="2">約2.6ha</td><td colspan="2">約3.5ha</td><td>約7.9ha</td><td>約3.3ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td colspan="6">次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
1　製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属するものに限る。）を営む工場、当該工場に関連する研究開発施設又は産学連携を活かした健康長寿分野に関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。
ア　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第２（ぬ）項第３号８の３、13及び13の２に掲げる事業を営む工場。
イ　法別表第２（る）項第１号及び第２号に掲げるもの。
ウ　産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第４項に規定するものをいう。）の収集、運搬又は処分の用に供するもの。
2　前号に掲げる建築物に附属するもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の容積率の最高限度</td><td colspan="6">15/10</td><td>20/10</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の建蔽率の最高限度</td><td colspan="7">6/10</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="7">2,000㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="7">建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、守衛所、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが３ｍ以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積が 15 ㎡以内である建築物等を除く。
1　道路１号、３号、４号、６号に接する道路境界線においては、２ｍ以上とする。
2　緑地１号、２号、３号、６号、７号、８号に接する道路境界線又は地区計画区域の境界線においては、15m以上とする。
3　緑地４号に接する地区計画区域の境界線においては、25ｍ～52m以上とする。
4　緑地５号に接する地区計画区域の境界線においては、27ｍ～44m以上とする。
5　市道沓掛南19号に隣接する愛知用水路境界線及び市道沓掛南70号に接する道路境界線においては、５ｍ以上とする。
6　調整池１号境界線の西側においては、17m以上とする。
7　調整池２号境界線においては、５ｍ以上とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの最高限度</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">15m</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">垣又はさくの構造の制限</td><td colspan="7">垣又はさくは、生垣又は透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが 0.6ｍまでの基礎に限る。）としなければならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の利用に関する事項</td><td colspan="7">地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は、保全に努め、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りではない。
1　非常災害のため必要な措置として行う行為
2　除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採
3　枯損した樹木又は危険な樹木の伐採
4　仮植した樹木の伐採
5　測量、実施調査又は施設の保守の支障となる樹木の伐採</td></tr>
</table>

「区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理　　由

周辺環境に配慮した良好な工業団地の形成を図るため、地区計画を定めるものである。

名古屋都市計画柿ノ木工業団地地区計画　計画図

1/2,500

アーイ	イ～ウの延長線による表示。 アの点はイ点の筆界の延長線との筆界交点。イ点は筆界の折れ点。	ターチ	水路界による表示。	マーミ	水路界による表示。
イーウ	水路界による表示。	チーツ	道路界による表示。	ミームム	ミ点とム点を結ぶ直線による表示。 ミ点及びム点は筆界の折れ点。
ウーエ	筆界による表示。	ツーテ	道路界による表示。	ムーメ	水路界による表示。
エーオ	道路界による表示。	テート	ツ～テの延長線による表示。 ト点はテ点の筆界の延長線との筆界交点。テ点は筆界の折れ点。	メーモ	メ点とモ点を結ぶ直線による表示。 メ点及びモ点は筆界の折れ点。
オーカ	カ～キの延長線による表示。 オ点はカ点の筆界の延長線との筆界交点。カ点は筆界の折れ点。	トーナ	道路界による表示。	モーア	水路界による表示。
カーキ	筆界による表示。	ナーニ	ニ～ヌの延長線による表示。 ナ点はニ点の筆界の延長線との筆界交点。ニ点は道路6号の開切り端点。	ヤーユ	ユ～ヨの延長線による表示。 ヤ点はユ～ヨの延長線との筆界交点。ヨ点は調整池1号の端点。
キーク	水路界による表示。	ニーヌ	ニ点とヌ点を結ぶ直線による表示。 ニ点は道路6号の開切り端点。ヌ点は筆界の折れ点。	ユーヨ	調整池界による表示。
クーケ	ク点とケ点を結ぶ直線による表示。 ク点及びケ点は筆界の折れ点。	ヌーネ	筆界による表示。	ヨーラ	ユ～ヨの延長線による表示。 ラ点はユ～ヨの延長線との筆界交点。ヨ点は調整池1号の端点。
ケーコ	水路界による表示。	ネーノ	水路界による表示。		
コーサ	コ点とサ点を結ぶ直線による表示。 コ点及びサ点は筆界の折れ点。	ノーハ	道路界による表示。		
サーシ	水路界による表示。	ハーヒ	ヒ～フの延長線による表示。 ハ点はヒ点の筆界の延長線との筆界交点。ヒ点は筆界の折れ点。		
シース	道路界による表示。	ヒーフ	筆界による表示。		
スーセ	セ～ソの延長線による表示。 ス点はセ点の筆界の延長線との筆界交点。セ点は筆界の折れ点。	フーヘ	水路界による表示。		
セーソ	水路界による表示。	ヘーホ	道路界による表示。		
ソータ	ソ点とタ点を結ぶ直線による表示。 ソ点及びタ点は筆界の折れ点。	ホーマ	ホ点とマ点を結ぶ直線による表示。 ホ点及びマ点は筆界の折れ点。		

凡　例

- 地区計画区域及び地区整備計画区域
- 道路の中心

地区施設

- 道路
- 緑地
- 公共空地

その他施設

- 水路

公害防止協定書（案）

豊明市（以下「甲」という。）と　○○○○（以下「乙」という。）とは、公害防止について万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（基本理念）

第１条　乙は、豊明柿ノ木地区工業団地内における事業活動に当たり、環境基本法（平成５年法律第９１号）の趣旨に基づき、公害（環境基本法第２条第３項に定める公害をいう。）防止の技術の開発と改善及び最新の施設の採用に努め、環境を保全し、甲の公害防止行政に積極的に協力するものとする。

（施設の設置等の協議）

第２条　乙は、工場又は事業所（以下「工場等」という。）に公害関係施設を設置し、若しくは当該施設を変更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議しその了解を得るものとする。

（事故時の措置）

第３条　乙は、工場等諸施設の故障、破損等の事故により公害が発生したとき、又は発生が予測されるときは、すみやかに必要な措置を講じ、甲に状況を報告し、指示に従うものとする。

（異常時の措置）

第４条　甲は、乙の事業活動により公害が発生し、地域住民の健康又は生活環境に著しい被害を生ずるおそれがあると認めたときは、乙に対してその起因する施設等の改善、及びその他必要な措置を要請し、なお効果があがらないと認めたときは、その操業の一部又は全部の一時停止を指示するものとし、乙はこれに従うものとする。

（報告及び立入調査）

第５条　甲は、公害防止のため必要な事項について乙に報告を求め、又は甲の公害担当職員を工場等に立入らせ、公害の起因となる施設等の調査をすることができるものとする。

２　甲は、前項により知り得た乙の機密事項に関しては、これを他に漏らさないものとする。

（公害教育の徹底）

第６条　乙は、従業員に対し公害防止のための指示等が、速やかに徹底するように努めなければならない。

（公害の自主監視）
第７条　乙は、自主的に工場等ならびにその周辺の環境を把握し、公害を未然に防止するため、その原因となるものについて必要な監視に努めるものとする。

（公害苦情の措置）
第８条　乙は、地域住民から公害苦情の申し出があった場合は、直ちにその状況を調査し責任を持ってこの解決にあたるものとする。

（損害の補償）
第９条　乙は、事業活動にともない、公害が発生し地域住民に被害を与えたときは、乙の責任において誠意をもって解決するものとする。

（環境の美化）
第１０条　乙は、進んで工場等内の緑化など、環境の美化に努めるものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

年　　月　　日

「甲」　豊明市新田町子持松１番地１
豊明市
代表者　豊明市長　　○○　○○

「乙」　所在地
名　称
代表者

防火水槽等の使用及び維持管理等に関する協定書（案）

豊明市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、豊明市開発行為等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づき設置する乙の所有する防火水槽及び標識（以下「防火水槽等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、指導要綱により乙の所有する（又は所有予定の）敷地内に設置された防火水槽等の使用及び維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第２条　この協定の対象となる防火水槽等は、次のとおりとする。

（１）　所在地

豊明市沓掛町○○○○番地　　事業所名

（２）　対象設備

ア　耐震性防火水槽４０ｔ

イ　標識

（３）　防火水槽等の面積

○○㎡

（４）　防火水槽等の位置図

図１のとおり

（防火水槽等の取扱い）

第３条　防火水槽等は、豊明市消防施設設置基準に基づく完了検査が終了した後、甲は公設防火水槽として取り扱うことができるものとする。

（防火水槽等の維持管理）

第４条　甲は、防火水槽等の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という。）を行うものとする。

２　甲は、管理業務にあたり、防火水槽等の維持管理をするうえで必要な修繕及び点検等を行うものとする。

３　管理業務に要する費用は、全て甲の負担とする。

４　甲は、防火水槽等を常時使用可能な状態にしておかなければならない。

（公表）

第５条　防火水槽等を設置した乙の所在地及び名称は、甲が作成する豊明市地域防災計画等の資料に記載できるものとする。

（使用）

第６条　火災が発生したときは、乙が所有又は管理する消防対象物以外の消防対象物にも

使用できるものとする。
２　消火のために防火水槽から吸水（以下「吸水」という。）したときは、甲が使用した水量を補水するものとする。

（吸水箇所）
第７条　乙は防火水槽等が設置されている箇所にフェンス等を設けるときは、防火水槽等が面する公道から容易に吸水又は点検することができるようにしなければならない。
２　乙は防火水槽等の付近には、物品等を置くことができないこととする。
３　乙は設置された防火水槽等が、周囲から視認できるよう樹木等で覆われないようにしなければならない。

（移設及び廃止）
第８条　甲の理由により防火水槽等を移設及び廃止するときは、あらかじめ乙と協議し、廃止に要する費用は甲の負担とする。
２　乙の理由により防火水槽等の移設及び廃止を要望する場合は、あらかじめ甲と協議し、廃止に要する費用は乙の負担とする。

（譲渡）
第９条　乙は、所有権等を第三者に譲渡する場合は、遅滞なく甲へ報告し、所有権等を取得しようとする者に本協定の再締結を行わせなければならない。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定の締結した日から防火水槽等を廃止する日までとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

年　　月　　日

甲　　豊明市新田町子持松１番地１
　　豊明市長

乙　　住所
　　名称
　　氏名

消防水利計画図

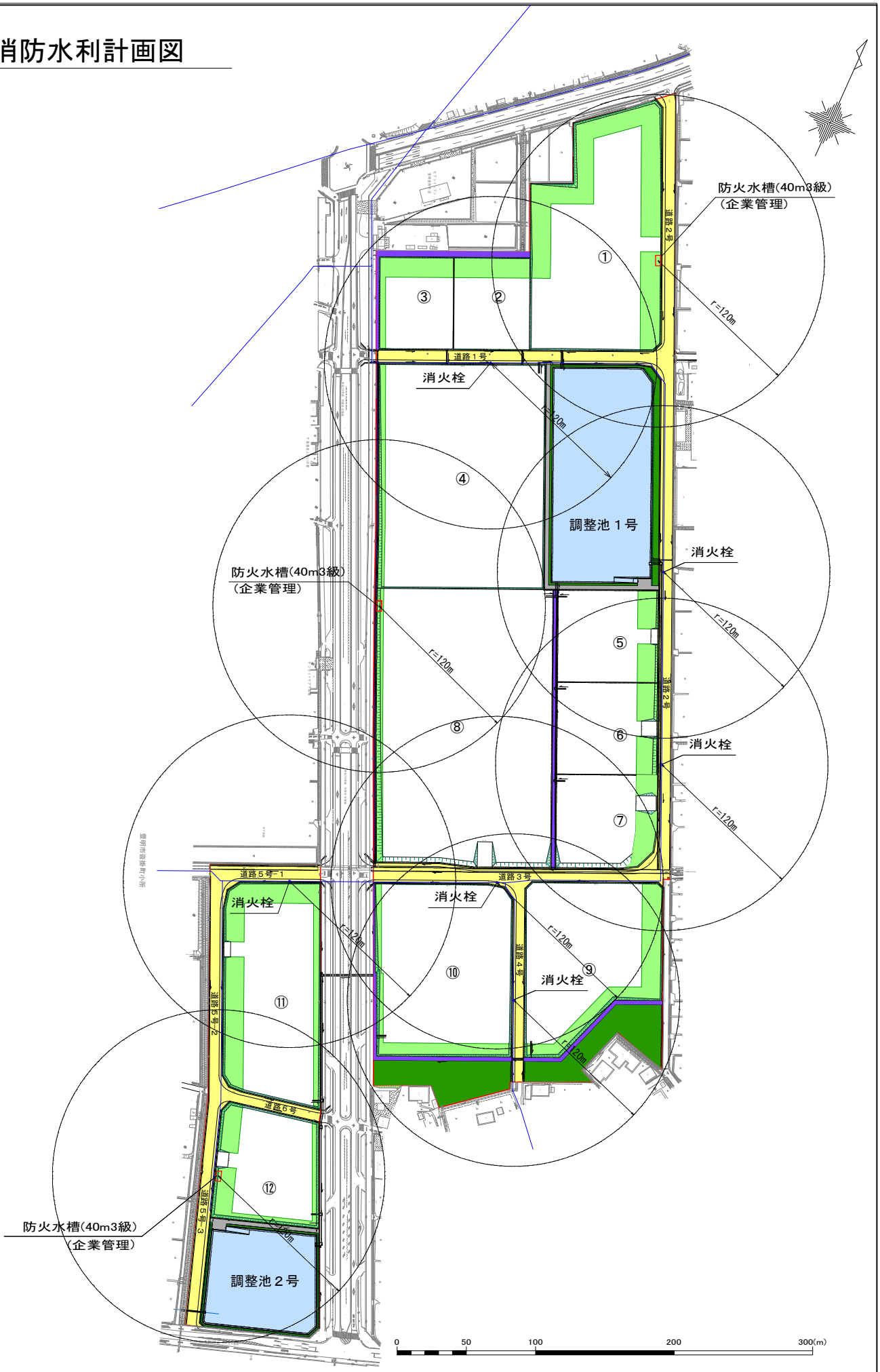
防火水槽(40m3級)
(企業管理)
道路２号
①
②
③
r=120m
道路１号
消火栓
r=120m
④
調整池１号
消火栓
防火水槽(40m3級)
(企業管理)
r=120m
⑤
r=120m
道路２号
⑧
⑥
消火栓
⑦
r=120m
道路５号-1
道路３号
消火栓
消火栓
r=120m
r=120m
⑩
道路４号
⑨
消火栓
⑪
道路５号-2
r=120m
道路６号
⑫
道路５号-3
防火水槽(40m3級)
(企業管理)
r=120m
調整池２号
0
50
100
200
300(m)

豊明市中高層建築物等の建築に関する
指導要綱

豊明市経済建設部都市計画課

○豊明市中高層建築物等の建築に関する指導要綱

平成１０年３月１９日
決裁
改正　平成１１年３月１８日
平成１８年１月３０日
平成２８年３月１８日
令和３年８月２６日

（目的）

第１条　この要綱は、中高層建築物等の建築に伴う紛争を事前に防止するため、必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係の保持を図り、もって健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　中高層建築物等　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する建築物で、地盤面からの高さが１０メートルを超えるもの（以下「中高層建築物」という。）又は区画ごとに住宅、店舗、事務所等を複数有する建築物で、計画戸数（店舗、事務所等については、１営業単位を１戸とする。）が１０戸以上のもの（以下「集合建築物」という。）をいう。

（２）　日影　建築物により、冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において、地盤面上で２時間以上土地及び建築物に影を落とすことをいう。

（３）　近隣関係者　次に掲げる者をいう。

ア　建築物の敷地境界線から建築物の高さの２倍の水平距離の範囲内にある土地の所有者並びに建築物の所有者及び居住者

イ　建築物による日影又は電波障害の影響を受けると認められる者

ウ　中高層建築物等の建築を行おうとする行政区（行政区界付近での中高層建築物等の建築行為においては、当該中高層建築物等の建築行為区域に隣接又は近接する行政区を含む。）の区長。ただし、当該区長が必要

と認めた場合は、当該行政区の町内会長を含む。

エ　中高層建築物等の建築行為を行おうとする学区（学区界付近での中高層建築物等の建築行為においては、当該中高層建築物等の建築行為区域に隣接又は近接する学区を含む。）の小学校及び中学校の校長又はこれに代わる者

（事前協議）

第３条　建築主は、中高層建築物等を建築しようとするときには、関係法令に定められた手続を行う前に、中高層建築物等建築計画（変更）事前協議書（様式第１号。以下「協議書」という。）を提出し、市長の承認を得なければならない。

２　建築計画の承認を得た後に、その計画を変更するときは、前項の規定を準用する。

（審査）

第４条　協議書の審査は、豊明市開発行為等研究会運営要領（昭和５７年９月１４日決裁）第１条に規定する豊明市開発行為等研究会（以下「研究会」という。）が行うものとする。ただし、研究会が土地利用上特に必要と認めたものは、豊明市土地利用対策委員会規程（昭和５７年豊明市訓令第３号）第１条に規定する豊明市土地利用対策委員会に諮るものとする。

２　市長は、審査した結果を中高層建築物等建築計画（変更）事前協議結果通知書（様式第２号）により建築主に通知するものとする。

（建築計画の公開）

第５条　建築主は、協議書を提出しようとする日の３０日前までに、当該敷地内の見やすい場所に、計画建築物の概要を示す標識（様式第３号）を設置しなければならない。

２　建築主は、前項の標識の記載事項に変更が生じたときには、速やかに変更しなければならない。

３　標識の設置期間は、工事完了の日までとする。

（近隣関係者への説明）

第６条　建築主は、前条の標識を設置後、直ちに近隣関係者に対し、文書の配布等により、建築計画について十分な説明を行い、その周知を図らなければ

ならない。

２　建築主は、近隣関係者から説明会の開催を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。

３　建築主は、説明会の開催日前までに、近隣関係者に対し、説明会の開催日時及び場所を、文書の配布等により周知しなければならない。

４　建築主の説明すべき事項は、次に掲げるものとする。

（１）　計画建築物の敷地内配置、規模、構造及び用途

（２）　計画建築物の工事計画及び安全計画

（３）　計画建築物による日影の影響

（４）　電波受信障害の発生予測範囲及び改善方法

５　建築主は、市長に対し、説明及び説明会の結果について報告しなければならない。

（自主解決）

第７条　建築主は、近隣関係者との間に紛争が生じないように努めるものとし、紛争が生じたときには、誠意をもって解決にあたらなければならない。

（日影対策）

第８条　建築主は、高さが１０メートルを超える建築物を建築しようとするときには、あらかじめ日影について対策を講じ、近隣関係者と協議のうえ同意を得なければならない。ただし、同意を得られないときには、第６条第５項による報告の内容により市長が総合的に判断するものとする。

（電波障害対策）

第９条　建築主は、高さが１０メートルを超える計画建築物の建築によって、電波障害が生じるおそれのあるときには、あらかじめ調査を行い、障害を受けることとなる受信設備の所有者と障害の改善について協議しなければならない。

２　建築主は、受信障害が生じたときには、速やかに障害の範囲の調査を行い、共同受信設備を設置する等障害の改善に必要な措置をとらなければならない。

（消防施設等）

第１０条　建築主は、豊明市消防施設等設置基準（平成１０年８月１１日決裁）に基づき、消防施設等を整備しなければならない。

（駐車施設）

第１１条　建築主は、次に定める駐車施設を敷地内に確保しなければならない。

（１）　戸建て住宅については、１戸につき１台以上とする。

（２）　集合建築物については、計画戸数以上とし、計画戸数の内、店舗又は事務所等については、その床面積の４０平方メートルにつき１台以上とする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（３）　前各号以外の建築物を建築するとき又は増築するときは、市長と協議し、必要な駐車施設を設けなければならない。

（４）　豊明市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和６２年豊明市条例第３号）に該当する場合は、この条を適用しない。

２　駐車場の区画は、一辺を２．５メートル以上、他の一辺を５メートル以上とし、配置については、駐車及び出入りが容易なものとし、詰め込み式のものは認めないものとする。

（駐輪場施設）

第１２条　建築主は、中高層建築物等を建築しようとするときには、規模に応じた駐輪場施設を敷地内に確保しなければならない。

（ごみ集積施設）

第１３条　建築主は、中高層建築物等を建築しようとするときには、市長と協議して環境衛生上適切な場所に、建築計画又は規模に応じたごみ集積施設を確保しなければならない。なお、住宅開発を目的とした中高層建築物等の建築行為にあっては、豊明市経済建設部環境課と協議のうえ整備すること。

（緑化）

第１４条　建築主は、中高層建築物等を建築しようとするときには、敷地内の一部を利用して、樹木を植栽し、緑化に努めなければならない。

（建築計画の廃止）

第１５条　建築主は、建築計画を廃止しようとするときには、速やかに市長へ中高層建築物等建築計画廃止届（様式第４号）を提出しなければならない。

（適用除外）

第１６条　この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については適用しない。

（１）　国、地方公共団体その他これらに準ずる者で市長が定めた者が行う事業

（２）　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）に基づく土地区画整理事業

（３）　災害のために必要な応急措置として行われる事業

（４）　その他市長が特に認める事業

２　新左山工業団地地区整備計画区域内については、第１１条から第１３条まで及び第１４条の規定は適用しない。

（勧告）

第１７条　市長は、この要綱に基づく指導に従わない事業者に対しては、勧告するものとする。

（委任）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

２　この要綱施行の際、豊明市開発行為等の指導要綱の規定により既に協議済み又は協議中の事項については、なお従前の例による。

附　則（平成１１年３月１８日）

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１月３０日）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１８日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和３年８月２６日）

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

豊明市開発行為等に関する指導要綱

豊明市経済建設部都市計画課

○豊明市開発行為等に関する指導要綱

平成１０年３月１９日
決裁
改正　平成１１年３月１８日
平成１８年１月３０日
平成２８年３月１８日
平成３０年１月３０日
令和３年８月３１日

（目的）

第１条　この要綱は、第５次豊明市総合計画のまちの未来像である「みんなでつなぐ　しあわせのまち　とよあけ」及びまちづくりの７つの理念「安心・快適・健やか・つながり・誠実・元気・挑戦」に基づき、秩序のある開発行為を促し、良好な都市環境を創るため、開発行為等に関する指導の基準を定め、もって安全・安心なまちづくりを図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　開発行為等　都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。）第４条第１２項に規定する開発行為及び建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物（自己の居住の用に供するものを除く。）を建築する行為で、その行為の区域面積が１，０００平方メートル以上のものをいう。

（２）　事業者　開発行為等を行おうとする者をいう。

（３）　集合建築物　建築基準法第２条第１号に規定する建築物を建築する行為で、区画ごとに住宅、店舗、事務所等を複数有する建築物の計画戸数（店舗、事務所等については、１営業単位を１戸とする。）が１０戸以上のものをいう。

（４）　近隣関係者　次に掲げる者をいう。

ア　建築物の敷地境界線からの水平距離が２０メートル以下の範囲内にある土地の所有者並びに建築物の所有者及び居住者

イ　開発行為等を行おうとする行政区（行政区界付近での開発行為等においては、当該開発行為等区域に隣接又は近接する行政区を含む。）の区長。ただし、当該区長が必要と認めた場合は、当該行政区内の町内会長を含む。

ウ　開発行為等を行おうとする学区（学区界付近での開発行為等においては、当該開発行為等区域に隣接又は近接する学区を含む。）の小学校及び中学校の校長又はこれに代わる者

（事前協議）

第３条　事業者は、関係法令に定められた手続を行う前に開発行為等事業計画（変更）事前協議書（様式第１号。以下「協議書」という。）を提出し、市長の承認を得なければならない。

２　事業計画の承認を得た後に、その計画を変更するときは、前項の規定を準用する。

（審査）

第４条　協議書の審査は、豊明市開発行為等研究会運営要領（昭和５７年９月１４日決裁）第１条に規定する豊明市開発行為等研究会（以下「研究会」という。）が行うものとする。ただし、研究会が土地利用上特に必要と認めたものは、豊明市土地利用対策委員会規程（昭和５７年豊明市訓令第３号）第１条に規定する豊明市土地利用対策委員会に諮るものとする。

２　市長は、審査した結果を開発行為等事業計画（変更）事前協議結果通知書（様式第２号）により事業者に通知するものとする。

（関係者への説明）

第５条　事業者は、協議書を提出する前に、開発行為等に関係する近隣関係者へ事業計画内容その他の説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

（災害及び公害の防止等）

第６条　事業者は、開発行為等の施行について、災害及び公害の防止その他住民の生命財産の保護並びに自然環境の保全のため最大の努力を払わなければならない。

２　事業者は、開発行為等の施行によって災害が発生すると予測されるときには、その未然防止対策を講じた後でなければ着手してはならない。

３　事業者は、次に掲げる事項を遵守し、環境の保全及び安全の確保に万全を期さなければならない。

（１）　騒音、振動等による公害の防止については、近隣関係者と協議のうえ工事計画書（様式第３号）を作成し、最善の措置を講じなければならない。

（２）　開発行為等により影響を受ける区域の交通安全については、市及び関係機関と協議のうえ交通安全計画書（様式第４号）を作成し、安全上必要な措置を講じなければならない。

（３）　開発行為等によって農業用水に影響が生じるときには、用水確保に必要な措置を講じ、土地改良区等水利関係者と協議のうえ、書面により同意を得なければならない。

４　事業者は、前項第１号の工事計画書、同項第２号の交通安全計画書及び同項第３号の同意書を協議書に添付し、市長に提出しなければならない。

（文化財の保護）

第７条　事業者は、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺地域において開発行為等を施行するときには、あらかじめ豊明市教育委員会と協議を行い、その指導を受けなければならない。

２　開発行為等の施行中において埋蔵文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、豊明市教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

（被害の補償）

第８条　事業者は、開発行為等の施行によって生じた被害について、直ちに関係者に報告し、その補償の責を負わなければならない。

（自主解決）

第９条　事業者は、近隣関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じたときには、誠意をもって自主的にその解決にあたらなければならない。

（一画地の敷地面積）

第１０条　戸建て住宅に係る一画地の敷地面積は、市街化区域においては、最低１３０平方メートル以上を確保し、市街化調整区域においては、最低１６０平方メートル以上を確保しなければならない。

（宅地造成）

第１１条　事業者は、開発行為等により宅地造成を行おうとするときには、関係法令の規定によるほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

（１）　宅地の地盤面の高さは、周辺の土地の地盤面から１メートル未満としなければならない。ただし、開発行為等の区域の周辺の地形上やむを得ないときは、宅地造成等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第６条若しくは建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１４２条に規定する構造の擁壁で保護しなければならない。

（２）　擁壁は、空洞コンクリートブロック（ただし、宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１４条の規定に基づき国土交通大臣が認定したものを除く。）を使用してはならない。ただし、高さが１メートル未満で余盛りがなく、かつ、同一宅地で段ぎりの造成のないときには、この限りでない。

（３）　余盛りは原則として認めないものとする。ただし、やむを得ず余盛りをしようとするときには、擁壁の天端から３０度以内の勾配で３０センチメートル以内の高さまでとしなければならない。

（駐車施設）

第１２条　事業者は、次に定める駐車施設を敷地内に確保しなければならない。

（１）　戸建て住宅については、１戸につき１台以上とする。

（２）　集合建築物については、計画戸数以上とし、計画戸数の内、店舗又は事務所等については、その床面積の４０平方メートルにつき１台以上とする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（３）　前各号以外の建築物を建築するとき又は増築するときは、市長と協議し、必要な駐車施設を設けなければならない。

（４）　豊明市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和６２年豊明市条例第３号）に該当する場合は、この条を適用しない。

２　駐車場の区画は、一辺を２．５メートル以上、他の一辺を５メートル以上とし、配置については、駐車及び出入りが容易なものとし、詰め込み式のものは認めないものとする。

（公共施設の整備）

第１３条　事業者は、市長と協議のうえ開発行為等の区域内に必要な公共施設を自らの負担で整備しなければならない。

２　事業者は、事業施行区域外の公共施設であっても当該開発行為等に起因すると市長が認めるものについては、市長と協議し、その整備に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。

３　前各項の規定に基づき公共施設を整備するときには、次条から第１７条までに定める事項を遵守するとともに、関係法令に基づく技術基準及び愛知県開発許可技術基準に適合しなければならない。

（道路）

第１４条　事業者は、開発行為等の区域内に都市計画道路等の新設又は改良計画が決定されているときは、市長と協議し、その計画に適合させなければならない。

２　事業者は、開発行為等の区域への取付道路及び隣接地区への接続道路を新設又は改良する必要があるときは、市長と協議しなければならない。

３　その他開発行為等に係る道路の整備については、事前に監督官公署と協議し、施行計画を立案した後その指示に従い施行しなければならない。

（公園緑地）

第１５条　事業者は、住宅建設を目的とした開発行為等の区域面積が３，０００平方メートル以上のときには、その区域内に区域面積の３パーセント以上の公園緑地を設け、施設の整備をしなければならない。

２　事業者は、住宅建設を目的とした開発行為等の区域面積が１，０００平方メートル以上３，０００平方メートル未満のときには、その区域内に樹木を植栽し、緑化に努めなければならない。

３　事業者は、住宅建設を伴わない開発行為等の区域面積が１，０００平方メートル以上のときには、その区域内に区域面積の５パーセント以上の緑地を設け、樹木を植栽し、緑化に努めなければならない。

４　その他開発行為等に係る公園緑地の施設整備については、事前に市長と協議し、施行計画を立案した後その指示に従い施行しなければならない。

（排水施設）

第１６条　事業者は、開発行為等の区域から流出する雨水又は汚水を排出する

ための必要な施設については、市長と協議し、集水区域を勘案のうえ下水道計画に適合させ、整備しなければならない。

２　排水の排除方法は、原則として分流式としなければならない。

３　開発行為等の施行による流域の変更は、原則として認めないものとする。

４　開発行為等の区域外の流末排水施設が未整備のときは、原則として開発行為等の施行を認めない。

５　開発行為等の区域外の流末排水施設の整備が市の施行年度と同年度になるときには、市の施設が完備するまで開発行為等に着手できないものとする。

６　事業者は、排水施設工事が完了したときには、完成図により速やかに市の検査を受けなければならない。

７　事業者は、既設の放流先水路が私有水路であるときには、書面により所有者の同意を得てその機能を確保しなければならない。

８　事業者は、排水を放流することによって生じる紛争を事前に解決するため、あらかじめ下流の関係者、水利関係者、河川管理者等と協議し、放流に起因して生じる紛争は、事業者において解決しなければならない。

９　事業者は、開発行為等の区域の内外を問わず、また、特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）による特定都市河川流域内においては、その基準にかかわらず、下流の排水経路の流下能力が低いとみなされるときには、１ヘクタール当たり６００立方メートル以上の貯水量の調整池等を設置し、下流域に洪水被害の恐れのないようにしなければならない。

１０　その他開発行為等に係る排水施設の整備については、事前に市長と協議し、施行計画を立案した後その指示に従い施行しなければならない。

（消防施設等）

第１７条　事業者は、豊明市消防施設等設置基準（平成１０年８月１１日決裁）に基づき、消防施設等を整備しなければならない。

（公益的施設の整備）

第１８条　事業者は、市長と協議のうえ、開発行為等の区域内に必要な公益的施設を自らの負担で整備しなければならない。

２　事業者は、事業施行区域外の公益的施設であっても当該開発行為等に起因すると市長が認めるものについては、市長と協議し、その整備に要する費用

の全部又は一部を負担しなければならない。

３　公益的施設の維持管理について、別に定めのないときは、事業者又は利用者等が行わなければならない。

（上水道施設）

第１９条　事業者は、開発行為等の区域内に給水するために必要な上水道施設を整備しようとするときには、事前に愛知中部水道企業団企業長と協議を行い、書面により同意を得た後整備しなければならない。

２　前項の規定による同意書は、協議書に添付し、市長に提出しなければならない。

（集会所）

第２０条　事業者は、住宅建設を目的とした開発行為等にあっては、計画戸数１００戸につき２６０平方メートル以上の敷地に、床面積６５平方メートル以上の集会に必要な設備を備えた集会所を設置しなければならない。

（ごみ集積施設）

第２１条　事業者は、開発行為等の区域内のごみの収集を円滑にするため、市長と協議して環境衛生上適切な場所に、事業計画又は規模に応じたごみ集積施設を確保しなければならない。なお、住宅開発を目的とした開発行為等にあっては、豊明市経済建設部環境課と協議のうえ整備すること。

（安全施設）

第２２条　事業者は、交通、防犯等に係る安全確保のため街路灯、防護柵、道路標識等の施設を監督官公署の指示に従い整備しなければならない。

（公共輸送）

第２３条　事業者は、事業計画面積が３０，０００平方メートル以上又は計画戸数が１５０戸以上の開発行為等については、あらかじめ市及び公共交通機関と協議を行い、公共輸送の確保に努めなければならない。

（公共公益的施設の管理移管）

第２４条　事業者は、整備された公共施設及び公益的施設（以下「公共公益的施設」という。）のうち、法第３２条による協議のうえ市に管理移管するものについて、市の検査後、法第３６条に規定する完了検査を受け、所定の手続を終了後遅滞なく引継をしなければならない。

２　市に管理移管される公共公益的施設の移転登記等に係る事務手続及び必要な費用は、事業者の負担とする。

３　市に管理移管された公共公益的施設は、管理移管以後２年以内に、施行のかしにより、その利用上支障を及ぼす状態になったときには、事業者の責において補修をしなければならない。

４　市は、公共公益的施設が管理移管される前に、随時中間検査を行うことができ、必要に応じてその改善を指示することができるものとする。

（総合計画等との関係）

第２５条　事業者は、第５次総合計画、第３次都市計画マスタープラン、緑の基本計画等市が策定した土地利用計画を遵守して開発行為等の事業計画を作成しなければならない。

（事業計画の廃止）

第２６条　事業者は、事業計画を廃止しようとするときには、速やかに市長へ開発行為等事業計画廃止届（様式第５号）を提出しなければならない。

（適用除外）

第２７条　この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については適用しない。

（１）　国、地方公共団体その他これらに準ずる者で市長が定めた者が行う事業

（２）　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）に基づく土地区画整理事業

（３）　災害のために必要な応急措置として行われる事業

（４）　その他市長が特に認める事業

２　新左山工業団地地区整備計画区域内については、第１０条、第１２条から第１６条まで及び第１８条から第２４条までの規定は適用しない。

（勧告）

第２８条　市長は、この要綱に基づく指導に従わない事業者に対しては、勧告するものとする。

（委任）

第２９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

２　この要綱施行の際、豊明市開発行為等の指導要綱の規定により既に協議済み又は協議中の事項については、なお従前の例による。

附　則（平成１１年３月１８日）

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１月３０日）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１８日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１月３０日）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和３年８月３１日）

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

愛知県企業庁企業立地部
企業誘致課　企業誘致グループ
〒460－8501
名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
（愛知県自治センター12 階）
電話　　052－954－6691（ダイヤルイン）
ＦＡＸ　　052－961－7004
ＵＲＬ　　https://www.pref.aichi.jp/youchi/

2022.5